

令和5年度三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会

保育所認可等部会 議事録

日 時：令和6年3月5日（火）14時30分から15時10分
場 所：三重県勤労者福祉会館4階職員研修センター第3教室
出席委員：青山委員、宇仁田委員、中野委員、藤田委員
事務局：三重県子ども・福祉部子どもの育ち支援課

1 説明事項及び審議事項について

- 事務局より、資料1及び資料2に基づき説明を行った。
- 各委員からの主な意見等は以下のとおり。

（委員意見等）

- ・運営規程上、保育の実施に当たり配置する保育士の数が7名となっているが、利用定員38名に対する必要数として十分なのか。

（事務局回答）

- ・利用定員（入所予定児童数）38名に対して、法令上の必要数は合計3.7名であり、運営規程上の最低限の数としては十分であると認識している。なお、現員としては11名を配置することとしている。

（委員意見等）

- ・運営規程上、個人情報の保護に関する条項が見受けられないが、別途規定はあるのか。

（事務局回答）

- ・津市に確認の上、必要に応じて対応を検討させていただく。

（委員意見等）

- ・美里さつき保育園の急な閉園は防げなかったのか。

（事務局回答）

- ・市町が設置する保育所の場合は、法令（児童福祉法）により廃止する日の3ヶ月前までに届け出ることとなっているが、市町以外の者が設置する保育所の場合は、法令上、あらかじめ県知事の承認を受けることとされており、期限の定めがない。
- ・県としては、毎年、市町に対して、市町以外の者が設置する保育所の場合も、市町が設置する保育所の場合に準じて、廃止する日の3ヶ月前までに申請いただくよう、設置主体に対して指導をお願いしているところ。
- ・また、美里さつき保育園の場合は、運営法人の所轄庁が愛知県であったため、県・市ともに詳細な情報が得にくい状況だった。

- ・これを踏まえ、津市としては、法人の経営等についてより詳細な情報を得られるよう、今般津市を所轄庁とする社会福祉法人を設立したところ。

(委員意見等)

- ・今回設立された社会福祉法人も、元々は大阪府の特定非営利活動法人であるため、法人の経営指導等については、県としても津市の支援をお願いしたい。

(事務局回答)

- ・承知した。

(委員意見等)

- ・元々は大阪府に本部を置く特定非営利活動法人であるが、今回設立された社会福祉法人の本部は津市、という認識で良いか。

(事務局回答)

- ・ご認識のとおり。

(委員意見等)

- ・美里さつき保育園閉園後、代替りの運営法人が早く見つかっているが、公募等の手続きを踏んだ結果なのか。

(事務局回答)

- ・美里地域には他に保育施設が存在していない状況等を鑑み、津市としても保育施設の新設について模索していたところ、幸いにして前運営法人の伝手で運営希望法人が見つかったため、（保育所不存在という空白期間をできる限り短くするという意味でも）迅速に対応していただいた結果である。

(委員意見等)

- ・定員についても、美里さつき保育園と同様の規模を踏襲するという認識で良いか。

(事務局回答)

- ・認可定員については、美里さつき保育園とほぼ同規模を踏襲することとしている。
- ・利用定員については、美里さつき保育園と比較すると規模は小さくなっており、まずは少ない利用定員で丁寧な保育を行いながら、利用希望者の推移等を踏まえ、随時調整していくこととしている。

2 その他

- 来年度の部会について周知を行った（年1回開催、今年度と同時期に開催予定）。